

— 第1回 上志比地区区長会 —

会 議 資 料

日 時 令和5年2月2日(木)
午後7時から

場 所 上志比文化会館サンサンホール

— 永 平 寺 町 —

— 会 議 次 第 —

日時 令和5年2月2日(木)午後7時から

場所 上志比文化会館サンサンホール

1 開会

2 町長あいさつ

議長あいさつ

3 報告及びお願い事項

(1) 総務課

- ① 主な行事予定について P2
- ② 区から選出を依頼する委員等について P3
- ③ 町内会等に対する補助事業について P4～7
- ④ 区長会役員にお願いする職務について P8
- ⑤ 総務課からの報告・お願い事項 P9～12
- ⑥ 交通災害共済について P13
- ⑦ 事務組織構図・主な業務について P14

(2) 防災安全課

- ① 交通指導員の推薦について P15～16
- ② 個別避難計画について P17
- ③ 防災行政無線定時放送の一部停止について P18

(3) 住民税務課

- ① 確定申告について P19
- ② 住民税務課からのお知らせ・お願い P20
- ③ 「町民清掃の日」について P21

(4) 福祉保健課

- ① 赤十字活動および会費（活動資金）募集について P22
- ② 地域包括ケアシステムについて P23～25

(5) 子育て支援課

- ① 永平寺町遊具整備費補助金事業の概要について P26

(6) 商工観光課

- ① 九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしについて P 27～28

(7) 学校教育課

- ① 小中学校登下校時の見守りについて P 29

(8) 消防本部

- ① 消火栓器具の点検整備について P 30

(9) 議会事務局

- ① 永平寺町議会からのお願い事項 P 31

(10) その他

- ① 永平寺町社会福祉協議会からのお願い P 32

4 質疑応答

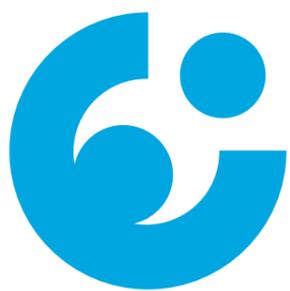
5 役員選出

会長

副会長

6 新会長あいさつ

7 閉会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



えがお

か

笑顔であいさつを交わしましょう



いづく

慈しみの心を育てましょう



へいわ

しぜん

平和なくらしと自然を守りましょう



かんしゃ

いつでも感謝の気持ちを持ちましょう



じしん

ほこ

かつりよく

きず

自信と誇りを持ち活力ある町を築きましょう

町の花 梅
町の木 油桐



令和5年度の主な行事予定

R5.1.20現在

月	日	曜日	内 容	会 場
4月	16	日	町民清掃の日	町内全域
5月	28	日	永平寺町水防訓練	永平寺町管内
8月	26	土	九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながし	永平寺河川公園
9月	24 (予定)	日	地区体育祭	松岡総合運動公園 永平寺緑の村グラウンド 上志比グラウンド
10月	28,29	土・日	永平寺町文化祭	緑の村ふれあいセンター
1月	7	日	永平寺町消防出初式	永平寺町管内
3	未定		永平寺町はたちのつどい	上志比文化会館サンサンホール

※新型コロナウイルス感染症の状況により、行事が延期または中止となる可能性があります。

区から選出を依頼する委員

委員等名(担当課)	人数	任期	期 間	業務内容
自主防災組織代表 (防災安全課)	1名	長期継続的にお願いします		<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報発令時の町との連絡 ・避難行動要支援者(高齢者、小さな子供連れ等)に対する救援 (各地区によって対応が異なると思いますので、組織として計画を確立して下さい) ・各地区の避難所開設および運営(必要に応じて区長と協議して下さい) ・各地区の避難訓練の計画・実施(自主防災組織活動費・資機材整備費補助金を活用ください)
環境美化推進員 (住民税務課)	50世帯 毎に1名 (最大2名)	1年	R5.4.1～R6.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの分別収集指導に関すること ② 不法投棄廃棄物を発見した場合の役場への連絡 ③ 地区で実施した環境美化活動の役場への報告
社会教育推進委員 (ふるさと学級長) (生涯学習課)	1名	1年	R5.4.1～R6.3.31	社会教育活動の推進。(伸びゆく永平寺町民運動事業・住みよいまちづくり推進モデル地区指定助成事業への取り組み及び報告)
女性連絡協議会連絡員 (生涯学習課)	加入地区 より1名	1年	R5.4.1～R6.3.31	女性の交流、教養を高める講座や行事等の開催に関する連絡、調整。

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

令和5年 町内会等に対する補助事業一覧

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
1 町有地維持管理事業	町有地において地域住民が草薙作業をすることに対して助成する。	1㎡あたり30円 年2回まで	契約管財課 61-3941
2 自治会管理防犯灯補助事業	自治会内に新規で設置するLED防犯灯の設置費用(支柱も含む)、または、LED以外の防犯灯からLEDの防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その電気料及び修繕費については、自治会の負担とする。(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月28日までとする。)	限度額 10万円	防災安全課 61-3951
3 自主防災組織等補助金 (活動費補助金)	自主防災組織が防災活動に必要な経費に対して助成する。(自主防災訓練の経費、啓発活動の経費、地区住民の対応に必要な経費)(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月28日までとする) ※事前申請	対象経費の100% 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
4 自主防災組織等補助金 (資機(器)材購入費補助金)	自主防災組織が資機材を購入するために必要な経費に対し助成する。 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月28日までとする) ※事前申請	避難用資機材80% 救出・救助用資機材・その他50% 限度額 30万円	防災安全課 61-3951
5 防犯カメラ設置補助金	自治会内の犯罪防止を目的に特定の場所に継続的に設置されるカメラで、自治会が防犯カメラを新規で設置する事業に要する経費に対して助成する。ただし、保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料については、自治会の負担とする。(受付期間は原則、当該年度4月1日～7月30日までとする)	対象経費の100% 限度額 15万円	防災安全課 61-3951
6 戸別受信機購入費補助金	戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用に対し助成する。 (戸別受信機及びアンテナ等工事費を対象とし、修理、コンセントの設置、乾電池購入、アンテナ設置に係る支柱の設置にかかる費用は対象外)	対象者負担額 非課税世帯 約2万円負担 非課税世帯以外 約3万円負担	防災安全課 61-3951
7 老朽空き家等解体補助金	町内の老朽化した住宅等を解体する方に解体費の一部を補助(強風時など、住宅から瓦等が飛散し近隣住宅へ危害を及ぼす空き家等に対し補助を行う) 受付期間は令和5年7月31日まで ※事前申請	解体費用の1/3を補助 老朽空き家 限度額50万円 準老朽空き家 限度額30万円	防災安全課 61-3951
8 地区コミュニティ会館整備支援事業	地区コミュニティ会館(集落センター等)の新築・増改築に要する経費を助成する。	新築 補助率 1/3(県補助あり2/3以内) 限度額 500万円(県補助あり1,000万円) 修繕 補助率 1/3(県補助あり2/3以内) 限度額 300万円(県補助あり450万円) バリアフリー 補助率 1/3 限度額 30万円 空調設備工事(令和5年4月1日施行) 補助率 1/3 限度額 30万円	総合政策課 61-3942

令和5年 町内会等に対する補助事業一覧

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
9 一般コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動に直接必要な設備・備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に対し助成する。 令和5年度は、令和6年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 100万円から250万円	総合政策課 61-3942
10 コミュニティセンター助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動を推進し発展を図ることを目的とした集会施設の建設または大規模修繕等の整備に対し助成する。 令和5年度は、令和6年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	補助率 対象事業費の3/5 限度額 1,500万円	総合政策課 61-3942
11 廃棄物施設整備事業	町内会の廃棄物施設(ごみ集積場)に要する経費に対し助成する。 (新設・入替は町区内のごみステーション数により単年度に補助できる施設数が異なる) (修繕・補修は施設の維持に必要な部材の取替、付帯設備の追加に関するものとする)	新設・入替 1施設あたり 限度額 10万円 修繕・補修 1地区あたり 限度額 3万円	住民税務課 61-3945
12 古紙回収推進事業	地域・団体等が実施する古紙回収に対し奨励金を支給する。 古紙等(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等対象)	古紙類1Kg当たり4円	住民税務課 61-3945
13 野良猫不妊手術に係る助成事業	野良猫の被害対象区域住民からの申請により手術費を一部助成する。 自治会長(区長)による野良猫である確認が必要となる。	野良猫不妊手術費用に係る一部助成 オス1匹:5千円 メス1匹:7千円	住民税務課 61-3945
14 永平寺町遊具整備費補助金	町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し助成する。	(整備に要する経費) 補助率 1/2 最高補助限度額 30万円	子育て支援課 61-7250
15 林道維持管理事業補助金	地元林道の維持管理(側溝の土砂上げ、草刈等、機械による施工)を地域住民が共同で取り組むことに対して助成する。	側溝の土砂上げ、草刈等: 500m当たり1万円 限度額 2km 4万円 機械施工: 限度額 30万円	農林課 61-3947
16 山ざわ森林整備事業補助金	人家や道路など、重要なインフラに隣接する山ざわの危険木の伐採や間伐等の森林整備を支援し、山ざわ森林整備の促進を図る。(対象森林は地域森林計画に記載された森林である必要がある為、対象になるかは、農林課へお問い合わせ下さい。)	補助率:100% 1申請あたり限度額400千円(1千円未満の端数は切り捨て)	農林課 61-3947

令和5年 町内会等に対する補助事業一覧

No.	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
17	有害鳥獣対策地区協力補助金	町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行う。補助対象地区は、町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。	<p>本補助金の補助上限額は10万円とする。 (1千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>○補助率: 10/10 ・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用 ・鳥獣の追払いに係る消耗品費(爆竹、ロケット花火等)</p> <p>○補助率: 1/2以内 ・鳥獣の追払いに係る備品購入費(電動ガン、パチンコ等) ・鳥獣を寄付けないための対策に係る費用(放任果樹の除去に係る費用等)</p>	農林課 61-3947
18	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	町内河川の堤防及び河川内を地域住民の協力により河川堤防の草刈活動を行い、それにかかる経費の一部を助成する。 ※県管理の河川のある地区が対象	作業人数及び経費によって補助額を決定 限度額 7万円	建設課 61-3948
19	原材料費支給事業	自治組織等による施設(道路、道路に付随する排水路、道路法面)の維持管理に対し、原材料を支給する。	1地区限度額10万円	建設課 61-3948
20	除排雪作業用燃料支給事業	狭隘路線や防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積場など地域住民が行う除排雪作業に対して、燃料を支給する。 ※事前に燃料支給資格証の交付が必要 ※支給期間: 12月1日～翌年3月31日	油種: ガソリンまたは軽油 限度量: 1地区200リットル(2種合算)	建設課 61-3948
21	わがまち夢プラン育成支援事業	町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。	対象経費の2/3以内 限度額 20万円(1事業3回まで)	生涯学習課 61-3400
22	伸びゆく永平寺町民運動推進事業	町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を、住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。事業内容により、Aプラン、Bプランの区分あり。	対象経費の1/2以内 Aプラン8万円限度 Bプラン3万円限度	生涯学習課 61-3400
23	地域づくり応援事業補助金	地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種催しや事業を支援する。地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とする。	対象経費の1/2以内 限度額 100万円	生涯学習課 61-3400

令和5年 町内会等に対する補助事業一覧

No.	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
24	青少年健全育成支援事業	宝くじの社会貢献事業として、青少年の健全育成に資するための、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対し助成する。 令和5年度は、令和6年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 30万円から100万円	生涯学習課 61-3400
25	地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域の活性化に資するための、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成する。 令和5年度は、令和6年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 200万円まで	生涯学習課 61-3400
26	消防施設補助金	消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管そう、スタンドパイプ、ハンドル及びこれらを格納する格納箱等の整備に要する経費に対し助成する。	①(整備に要する経費) 補助率 1/2 ②補助率 2/3 (限度額 10万円) 新設ホース格納箱用の消防用ホース 8年以上経過した消防用ホース ①②を合わせた最高補助限度額 30万円	消防総務課 63-0119

※ 詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

令和5年 地区区長会役員にお願いする職務について

【1.役員の名称】

地区	地区区長会	永平寺町区長会連合会	福井県自治会連合会
松岡地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
永平寺地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
上志比地区	会 長	会 長	理 事
	副 会 長	役 員	

※永平寺町区長会連合会の**会長**は3地区で持ち回り。

※福井県自治会連合会の**理事**は3地区で持ち回り。

【2.お願いする職務】

●永平寺町区長会連合会

依頼する役員	委員等名称	内容
会長・副会長	九頭竜フェスティバル 実行委員会 副実行委員長	8月26日(土)開催(大燈籠ながし大施食法要の 参列、他当日の参加) 会議出席依頼 実行委員会(3回程度) 役員・企画委員会(3回程度) 各部会(2~3回程度) ※書面決議による場合もあります。
会長・副会長	地域公共交通会議委員	年に1~2回開催予定。不定期。
会長	永平寺町スポーツ協会 監事	年度末(3月中旬)に会計監査を実施。
会長・副会長	各地区体育祭 副大会長 兼 監事	地区体育祭で開会式参列、閉会式参列(万歳三 唱、抽選会抽選)、12月頃に会計監査

●福井県自治会連合会

出席を依頼する役員	行事名	内容
理事	役員会	年3回程度
理事・代議員 町連合会役員	総会	決算・予算、講演会等(年1回)
理事・代議員 町連合会役員	代議員研修会	先進地視察等(年1回)
理事	知事と語る会	年1回

新型コロナウイルス感染症の影響により中止または書面決議となる可能性があります。

総務課からの報告・お願い事項

① 区長業務中の事故について

区長の皆様は、町の「町政支援員」として委嘱されております。万が一、委嘱事務中に事故があった場合には、保険に加入しておりますので、総務課までご連絡ください。

② 区長の報償について

毎年12月に役場から区長へ報償をお支払させていただいております。

金額については、均等割 30,000 円（諏訪間団地を除く）＋戸数割（戸数×1,000 円）から源泉徴収後の金額となっています。

また、お支払いの為に、区長様の個人口座とマイナンバーのご提出をお願いしております。後日、詳細を通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

③ 区長名簿の提供について

地区内で行う工事や農地転用等の手続きで、業者等へ区長様の名前や住所をお伝えしています。また、その他の内容での請求がある際には、お電話で確認させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

④ 地区要望について

地区や団体等から提出される要望につきましては、毎年4月頃から担当課が現地測量および概算設計額の算出を行い、庁内ヒアリングにおいて地域間のバランスや予算枠等を考慮した上で、実施箇所を決定しています。

道路の陥没等、緊急的な要望には随時対応しますが、それ以外の要望につきましては、毎年3月までを目処に提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、要望に対する回答書は、7月と12月にお届けする予定です。

⑤ 区長配布物について

毎月第1、第3金曜日に区長配布をしています。区長の皆様には配布のご協力をお願いいたします。

令和5年3月より全戸配布・回覧物の電子データを町ホームページに掲載します。詳しくは、別紙11ページをご覧ください。

⑥ 区長会資料について

町のホームページにて、区長会資料及び様式を掲載いたしますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】

永平寺町役場 総務課

TEL 0776-61-3941

令和5年3月より 全戸配布・回覧物の電子データを 町ホームページに掲載します！



スマートフォンなどのカメラで、左のQRコードを読み取るとURLが表示され、簡単にアクセスできます。



町ホームページに移動します。

永平寺町 EIHAIJI

現在の位置 [ホーム](#) [財政情報](#) [広報](#) [全戸配布・回覧物\(毎月第1第3金曜日更新\)](#)

最終更新日:2023年1月31日 ページID:011200

全戸配布・回覧物(毎月第1第3金曜日更新)

全戸配布・回覧物

毎月第1金曜日と第3金曜日にお届けしている、町民のみなさまへの配布物や回覧物の電子情報です。

令和4年度 **閲覧したい文書をクリックして内容を確認します。**

令和5年1月6日発行

- [広報永平寺1月号](#)
- [配布チラシ類](#)
- [回覧チラシ類](#)
- [〇〇〇〇〇〇\(〇〇区・〇〇区 対象\)](#)

QRコードから登録



※永平寺町公式LINE登録で、さらに簡単に回覧文書の確認ができるようになります。

“ 投票日 その日が無理なら 期日前 ”

福井県知事選挙 福井県議会議員選挙

投票日 4月9日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票

< 3月24日～4月8日 午前8時30分～午後8時 >

投票日に仕事やレジャー、地域行事などで投票日に行けない方は

期日前投票ができます。

○期日前投票所 永平寺町役場 本庁

永平寺町役場 永平寺支所

永平寺町役場 上志比支所

★ 4月1日(土)・2日(日)・8日(土)は、午前10時から午後5時まで
「ハニー松岡店」と「ARENA 福大病院前店」においても
期日前投票所を設置します!

各投票所における投票管理者の選任にご協力をお願いします。

○永平寺町選挙管理委員会

電話 61-3941 (総務課直通)

交通災害共済 概要説明書

- ・ 本共済は1人年額500円の掛金をお納めいただき、万が一交通事故に遭われた際に見舞金をお支払いする制度です。
- ・ 掛金は掛け捨てとなっております。
- ・ 加入は任意であり、強制ではありません。
- ・ 申込ハガキは、**1月18日現在**のものとなっておりますので、ご了承ください。
(世帯員が増えた時は、手書きで追加記入して下さい)
- ・ 申込ハガキは2月17日(金)の区長配布日に、お配りする予定です。
- ・ 個人が直接、役場又は福井銀行へ申し込みをすることもできます。
申込先：総務課(本庁2階)・各支所窓口・福井銀行
- ・ 令和5年3月31日までに共済掛金を領収した場合、共済期間は、**令和5年4月1日から令和6年3月31日まで**となります。
(令和5年4月1日以降に加入した場合は、加入受付日の翌日～令和6年3月31日)
- ・ 区長様にお願いすることになります申込書の配布と回収、掛金の集金に關しまして、貴区に入られていないマンション・アパート等にお住まいの方については、本人さまのご住所へ役場から直接、申込書をお送りさせていただきます。
- ・ 事務取扱手数料として、当年度10月1日現在の加入者数に60円を乗じて得た額と、前年度2月1日現在の世帯数(県市町協働課「住民基本台帳にもとづく人口・世帯数等調」)に85円を乗じて得た額を比較し、交通災害共済組合から交付されます。同様の計算方法で、毎年12月に各区の口座にお振込みいたします。
- ・ その他、不明な点があれば総務課(0776-61-3941)までご連絡ください。

永平寺町役場 事務組織構図・主な業務

R5.1現在

◆永平寺町役場 本庁 〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地 代表電話番号 Tel.61-1111

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
総務課	61-3941	人事、選挙、区長会、人権啓発、消費者行政、交通災害共済、情報公開、行政不服審査、日中友好交流など
契約管財課	61-3924	入札及び契約・参加資格、指名委員会、工事検査、庁舎管理、財産管理、公用車管理、土地賃貸借支払、指定管理制度など
防災安全課	61-3951	地域防災計画の策定、防災、防犯、交通安全に関する事など
財政課 (行政改革推進室)	61-3933	予算の編成、財政計画など 行政改革に関する事
総合政策課 (情報政策室) (公共交通対策室)	61-3942	町政の総合的な企画・調整、地方創生、総合振興計画の策定、定住促進、広報・公聴、企業誘致、宅地造成、脱炭素社会の推進、その他環境政策の推進に関する事など 地域情報化の推進、広域圏(電算)との連携、 えちぜん鉄道・路線バスの利用促進、コミュニティバス、その他公共交通に関する事など
農林課	61-3947	農林水産業・食育地産地消・有害鳥獣対策・土地改良・農業委員会に関する事など
建設課	61-3948	土木工事の企画・測量・設計、都市計画、公営住宅、屋外広告物に関する事など
子育て支援課	61-7250	子育て支援に関する事、幼稚園・幼児園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターの運営管理など
住民税務課 (債権管理室)	61-3945 61-3944	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、 マイナンバーカード、一般廃棄物など 町税の賦課・徴収(住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等) 町税や料金の滞納整理に関する事
福祉保健課 (健康長寿室) (保健センター)	61-3920 61-0111	高齢者福祉、障害者福祉、介護保険に関する事、福祉医療助成、生活困窮等に関する事など 高齢者の健康・生きがいづくりに関する事 健康づくり、健診、予防接種に関する事、母子健康手帳の発行や母子健康相談など
会計課	61-3949	出納、決算、有価証券に関する事など
議会事務局	61-3950	議会運営など
商工観光課 (ブランド戦略室)	61-3921	商工業の振興、労働政策全般、観光情報の発信など ブランド戦略に関する事
学校教育課	61-3937	学校等の財産に関する事、学校給食、小中学校児童生徒の就学、入学・転校に関する事など
生涯学習課 (男女共同参画室) (町立図書館)	61-3400 61-7117	生涯学習・社会教育、文化財保護、公民館・体育施設・図書館の管理運営、スポーツの振興、国際交流、人権教育など 男女共同参画社会の推進、青少年健全育成・活動の推進など 図書、記録、古文書、視聴覚資料その他必要な資料の提供・収集・保存など

◆永平寺町役場 支所 〒910-1292 永平寺町東古市第10号5番地(永) 〒910-1392 永平寺町栗住波第1号1番地(上)

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
永平寺支所	63-3111	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、永平寺地区、上志比地区に関する事など
上志比支所	64-2211	

◆松岡上水道管理センター 〒910-1139 永平寺町松岡木ノ下2丁目201番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
上下水道課	61-0277	上水道、下水道、合併処理浄化槽に関する事など ※下水道(御陵地区)…五領川公共下水道事務組合(67-1602)

◆町内施設一覧

施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号
消防本部・消防署	63-0119	町立図書館 上志比館	64-3170	松岡総合運動公園 (you meパーク)	61-3485	松岡子育て支援センター	61-0750
永平寺町保健センター	61-0111	松岡公民館	61-7222	上志比文化会館 サンサンホール	64-3170	永平寺子育て支援センター	63-3113
松岡福祉総合センター (翠荘)	61-0111	永平寺公民館	63-3111	永平寺緑の村 ふれあいセンター	63-4222	上志比子育て支援センター	64-3100
地域包括支援センター (本庁内)	61-6166	上志比公民館	64-2244	四季の森複合施設	63-2111	松岡河川公園	61-4010
永平寺老人福祉センター (永寿苑)	63-3868	松岡ふるさと学習館	61-6677	松岡児童館	61-0750		
町立図書館	61-7117	松岡農業構造改善 センター	61-3151	志比児童館	63-3113		
町立図書館 永平寺館	63-3112	松岡多目的センター (ざおう荘)	61-6900	上志比児童館	64-3100		

◆幼稚園・幼児園

園名	直通電話番号	園名	直通電話番号	学校名	直通電話番号	学校名	直通電話番号
松岡幼稚園	61-0002	志比幼児園	63-2307	松岡小学校	61-0069	松岡中学校	61-0048
吉野幼稚園	61-1520	志比北幼児園	63-2593	吉野小学校	61-0228	永平寺中学校	63-2075
松岡東幼児園	61-0346	上志比幼児園	64-2145	御陵小学校	61-2004	上志比中学校	64-2040
松岡西幼児園	61-0367			志比小学校	63-2009		
御陵幼児園	61-2001			志比北小学校	63-2504		
なかよし幼児園	61-1092			志比南小学校	63-2040		
志比南幼児園	63-2298			上志比小学校	64-2029		

◆小・中学校

交通指導員の推薦について

みだしのことにつきまして、町では町民の交通安全のために活動していただく交通指導員を募集しております。

現在の交通指導員の状況といたしまして、高齢化による人数の確保等が喫緊の課題となっており、通学路における街頭指導活動や、各地区の祭事の際には、交通指導員を派遣できなかった地区もございました。

今後も、このような状況が続くことが懸念されるため、積極的に交通指導員をご推薦くださいますようお願いいたします。

ご推薦していただける場合は、お手数ではございますが、別添の推薦書を令和5年3月10日（金）までに永平寺町役場防災安全課までご提出くださいますようお願い申し上げます。

問合せ 防災安全課 TEL : 61-3951

令和 年 月 日

永平寺町防災安全課 行

交通指導員推薦書

地区名 _____

区長名 _____

下記のとおり交通指導員を推薦します。

記

地区	氏名	年齢	住所	電話番号
				(自宅)
				(携帯)

(参考) 交通指導員の概要について

- 永平寺町交通指導員会
- 定員30名以内
現在23名(うち男性18名、女性5名)
(地区別では、松岡地区5名、永平寺地区10名、上志比地区8名)
- 任期 2年(再任を妨げない) 町内の方で70歳以下の健康な方 定年77歳
- 非常勤
- 制服貸与
- 年間報償 40,000円/年
- 出勤報償

昼間	2時間未満	500円/回
	2時間以上4時間未満	1,000円/回
	4時間以上	2,000円/回
夜間	1時間未満	1,000円/回
	1時間以上	2,000円/回
- 活動内容
 - 通学路交差点における毎朝の街頭指導(任意)
 - 四季ごとの交通安全県民運動に伴う早朝一斉街頭指導(年4回)
 - 各小中学校(春)・各幼稚園(通年)の交通安全教室における指導
 - 九頭竜フェスティバル等の町行事や各町内会等の祭事における交通指導(通年)
- 出勤者は、年4回程の指導員会議において、みんなで決めます



-お問い合わせ先- 永平寺町防災安全課 電話 0776-61-3951

永平寺町個別避難計画の作成にあたって

個別避難計画を作成して、災害時の避難に備えましょう！

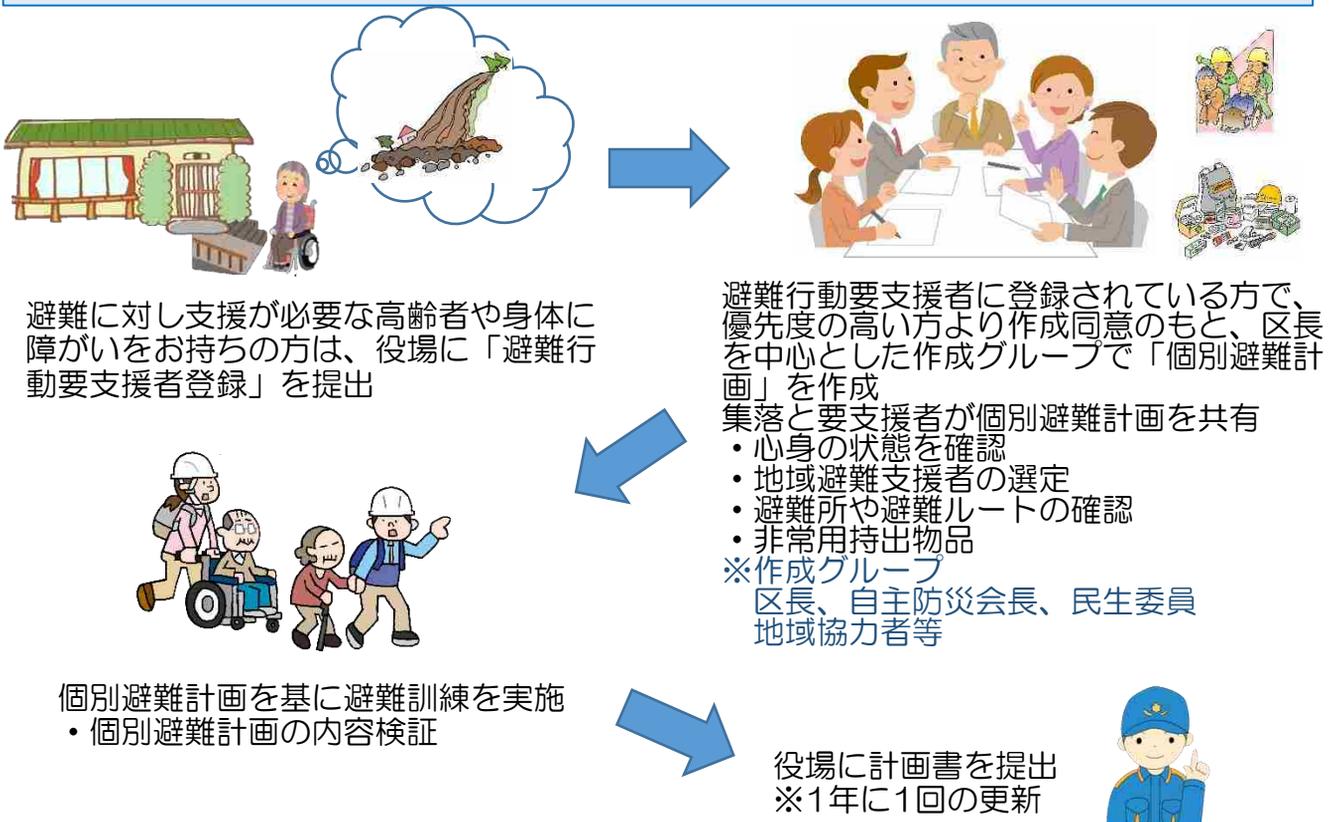
1. 個別避難計画とは

災害が発生または発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者の方が、安全に避難行動ができるよう「避難先」「避難経路」「避難をしてくれる方」「持出物品」等を記載した計画です。

2. 個別避難計画の対象者は

- 町に避難行動要支援者登録がされている方で
- 要介護度3～5の認定者
 - 身体障害者手帳1・2級の方
 - 知的障害者（療養手帳㉠・A）の方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - 独居・高齢者世帯の方
 - ハザードマップで危険な区域にお住まいの方
 - 難病の方や自ら避難支援が必要な方

3. 個別避難計画の作成方法



防災行政無線 定時放送の一部停止について

現在、永平寺町内において防災行政無線において 1 日複数回、定時放送を実施しております。

定時放送の目的は

- ①正確な時刻をお知らせする
- ②防災行政無線等の作動状況の確認です。

※今回、社会情勢など様々な状況を鑑み、下記のとおり定時放送の一部を停止いたします。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ★停止放送時刻 | <u>午後 9 : 0 0</u> |
| ★対象地区 | <u>・ 松岡地区</u>
<u>・ 上志比地区</u> |
| ★停止開始日 | 令和 5 年 3 月 1 日 (水) |

お問合せ先 防災安全課 TEL : 61-3951

税の申告相談・受付について

申告期間 2月10日～3月15日

本年も所得税・町県民税の申告の時期となりました。申告時の混雑を避けるため、下記のとおり、地区ごとに申告相談日程を設定させていただきました。できるだけ指定された日時・会場にお越しくださいますようお願いいたします。**なお、2月16日(木)から3月6日(月)までの平日は、本庁で税理士による受付も行いますので、ご希望の方は本庁へお越しください。**

●申告相談・受付の日程（地区別）

日 時	会 場	対 象 地 区	
2月10日(金)	9:00～16:00	上志比支所	栗住波・せせらぎ
2月13日(月)	9:00～16:00	上志比支所	牧福島・大月
2月14日(火)	9:00～16:00	上志比支所	石上・市右エ門島
2月15日(水)	9:00～16:00	上志比支所	大野島・清水
2月16日(木)	9:00～16:00	上志比支所	竹原
2月20日(月)	9:00～16:00	上志比支所	吉峰・藤巻
2月22日(水)	9:00～16:00	上志比支所	山王
2月26日(日)	9:00～16:00	本庁	町内全域
2月28日(火)	9:00～16:00	上志比支所	浅見・野中・北島
3月2日(木)	9:00～16:00	上志比支所	市荒川・中島

※上記日程で都合のつかない方は、2月16日～3月15日（2/26以外の土日祝除く）の期間中、本庁にて申告受付しております。（9：00～16：00）

●申告に必要なもの

①マイナンバーカード(写)、または

マイナンバーの確認できるもの(写)＋本人確認書類(写)運転免許証など

※代理で申告する方は、申告する方のマイナンバーカード(写)、

または申告する方のマイナンバーの確認できるもの(写)＋申告する方の本人確認書類(写)

②令和4年中の収入(所得)などがわかる源泉徴収票または明細書等

③控除の種類に応じた領収書・明細書または証明書など

④還付がある人は本人名義の口座番号などがわかるもの

⑤昨年役場で申告した方は、税務署から交付された「利用者識別番号」がわかる通知

⑥昨年の申告書控え など

所得がなくても申告は必要です！

●申告しなくてもいい人とは・・・

①年末調整を受けた給与所得しかない人

※給与収入が2千万円を超える人、新たに所得控除等を受ける人は申告が必要です。

②高校生など18歳以下で収入のない人

●申告しなければならない人とは・・・

上記①②(申告しなくてもいい人)に該当しない人は、すべて確定申告または住民税申告をしなければなりません。「収入がなかった」「年金収入だけだった」「税金がかからない程度しか収入がない」という方も申告をお願いします。

●申告しないとどうなる？

申告をしないと、正しい税額を求めることができません。特に、年金受給者は障害者・寡婦控除などの申告がなかったことにより、課税となってしまう人も見受けられます。また、国民健康保険税など各種制度において軽減措置が受けられないほか、所得証明書が発行できない場合があります。

問合せ

福井税務署 ☎ 23-2690

役場住民税務課 ☎ 61-3944

裏面もご確認ください。

住民税務課からのお知らせ・お願い

一部受付内容の廃止について

今回より、役場会場での以下の内容の申告はご遠慮ください。
福井税務署（要予約）での相談または電子・郵送での提出をお願いします。

- 不動産や株式の譲渡に係る所得
- 株式配当・利子に係る所得
- 初年度の住宅借入金等控除
- 雑損控除

農業所得や医療費控除を申告する際は、事前集計をお願いします

農業所得の申告の際は、収入および経費は事前にご自宅で集計のうえお越してください。
領収書・レシートなどをそのまま持参される方が見受けられますが、帳簿または集計表に必ず事前集計をお願いします。**未集計の場合は申告受付をお断りする場合があります。**

記入方法などについて、ご不明な点がございましたら申告期間前に役場住民税務課までご相談ください。

混雑緩和・感染予防のため、郵送での提出にご協力ください

例年、役場会場は1時間以上の待ちが発生するなど大変混雑します。

今年度より、書類（源泉徴収票など）からの簡単な転記で住民税申告書を作成できる「簡易申告書」を1月下旬に対象の方（例年、扶養控除のみなど簡易な申告のみをされている方）に発送いたしますのでぜひご利用ください。

スマートフォンを使った順番受付予約システムをご利用ください

役場各会場では、受付順番予約システムを導入しています。

スマートフォンからご自宅で順番予約でき便利です。ぜひご利用ください。

【利用の仕方】 ※詳細な利用方法は広報2月号に掲載予定です。

- ①永平寺町役場の公式LINEと友達になる
 - ②トーク画面で「確定申告順番待ち」を選ぶ（2月上旬より利用可能）
 - ③申告会場を選び、「発券する」ボタンを押すと番号札が発行される。
- スマートフォンをお持ちでない方も、申告会場の発券機より番号札の発券が可能です。
発券時間 当日8：30～16時 ※発券は当日のみとなります。

「町民清掃の日」について

6月の環境月間を前に、町内の環境美化や「住みよいまちづくり」の推進のために「町民清掃の日」の協力をお願いしております。

本年も例年同様4月の第3日曜日に実施しますので、ご協力をお願いします。

- ◆実施日 令和5年4月16日（日） 雨天決行
- 清掃時間 午前6時00分～7時00分頃まで
- 汚泥受入 午前8時00分～9時30分まで

- ◆実施場所例 地区内の幹線道路、河川敷、公園、側溝、広場等
- ◆実施内容例 ごみ拾い（空き缶、空きビン、一般ごみ）泥あげ等
- ◆ごみ・汚泥受入（ごみ）役場本庁および各支所 （汚泥）役場本庁北側駐車場

- 拾ったごみは、燃えるごみ、燃えないごみに分別して、受入場所へ午前9時30分までに搬入していただくか、地区ごとの収集日にあわせて各ステーションに出してください。
- 道路側溝等（農業用用水路は除く）の汚泥を回収した場合は、受入場所に午前9時30分までに搬入してください。（要事前申し込み）
（3月に案内と事前申し込み書を送付します。）

※ 清掃の日以外の受入はできませんので、必ずこの日に搬入してください。

廃棄物施設整備事業補助金について

区が新設・入替するごみ籠について1施設につき10万円を上限とする補助を行っています。また、区で行われるごみ籠の維持にかかる修繕・補修についても補助を行っています。対象は、①施設の維持に必要な部材の取替に関するもの、②現行施設の機能を維持させるための付帯設備の追加に関するもので、補助額は1地区につき3万円を上限とします。

補助の詳細については、お問合せ下さい。

不法投棄禁止看板の提供について

不法投棄への対策として不法投棄禁止看板を作成し、区へ提供しています。

看板の提供を希望される区は設置場所の所有者・管理者の承認をとっていただき、申し込みをお願いいたします。（提供は5月中頃の予定です。）

お問合せ先 永平寺町住民税務課 電話 0776-61-3945（直通）

令和5年1月

区 長 各 位

日赤永平寺町分区長
河 合 永 充
(公印省略)

赤十字活動および会費(活動資金)募集のご理解とご協力について

初春の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、赤十字事業および福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、赤十字社は自然災害救援活動や紛争などに伴う人道救援活動、血液事業、救急法講習会事業など様々な活動を行なっており、また、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の治療および救護班の派遣、感染拡大防止にも取り組んでおり、毎年5月の「赤十字運動強化月間」に皆様からいただいた会費(活動資金)は、これらの活動に活用しております。

つきましては、令和5年度におきましても、5月に赤十字奉仕団員が各家庭にうかがい、会費のご協力をお願いする予定です。団員が不在の地区におきましては、誠に恐縮ではございますが、区長様にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

今後とも、赤十字活動についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度実績額 3,527,489 円

令和4年度進捗状況 3,363,244 円

お問い合わせ先

永平寺町 福祉保健課

住所：吉田郡永平寺町松岡春日1-4

Tel：0776-61-3920

Fax：0776-61-3464

ご近所の見守り・支え合いが地域を守ります。

一人暮らしや高齢者のみの世帯がますます増えています。ご家族と一緒に生活していても、昼間はひとりになる方も多数いらっしゃいます。地域で安心して暮らし続けるためには、ご近所の力「見守り・支え合い」が重要です。

自助・互助・共助・公助を活かしたまちづくりをすすめてみましょう。

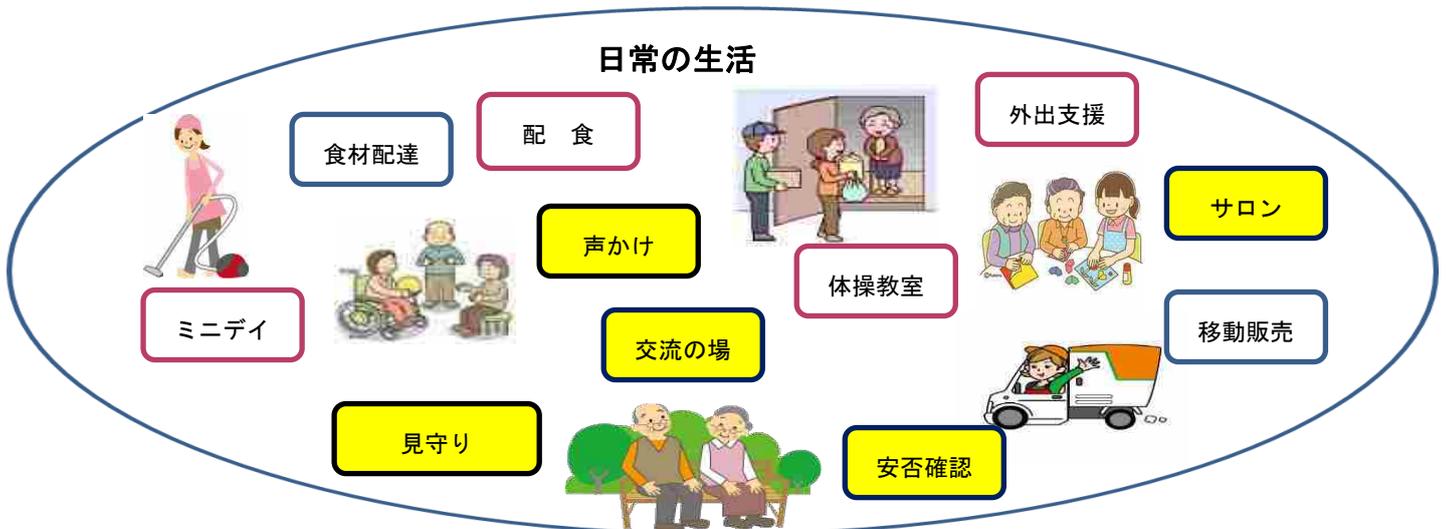
自助（個人） 自分で自分を助けること。自分の力で、市場サービスを購入したり、健康維持のため健康診断を受けたり、自発的に自身の生活課題を解決する力。

互助（近隣） 家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性をもつ人同士が助け合い、抱える生活の課題を解決する力。（自発的な支え合い）

共助（保険） 制度による相互支え合い。医療、年金、介護保険制度等、被保険者による相互の負担で成り立っている。

公助（行政） 自助・互助・共助では対応できないことに対して、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度。生活保護、人権擁護、虐待対策など。

出来ることから 積極的な声かけ・気配りや見守り・支え合い



ご近所の異変を察知するポイント

高齢者が住んでいる家の様子

- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている
- 同じ洗濯物が干したままになっている
- 庭の手入れがされず、荒れている
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる
- 夜になっても部屋の明かりがつかない
- 見知らぬ人が出入りしている

高齢者と顔を合わせたとき

- 今まであいさつしていたのに、急にしなくなった
- 地域の集まりや行事に参加しなくなった
- 顔色が悪く、具合が悪そうに見える
- 髪の毛や服装が乱れるようになった
- 身体にあざや傷痕がある
- 同じ話を何回もするようになった

自宅等での生活を支える医療・介護

福祉保健課 区長会資料



病院

入院治療が必要な場合に対応します。



永平寺町立 在宅訪問診療所

通院が困難な患者さんのご自宅等に定期的に訪問したり往診するなど、生活の場で治し支える医療を提供します。



訪問看護ステーション

専門的な知識と技術をもった看護士等が自宅を訪問し、サービスの提供をします。



介護保険事業所

(介護老人福祉施設・地域密着型施設・通所施設等)



居宅介護支援事業所

ケアマネジャーが介護保険のケアプランや在宅での生活の支援を行います。



訪問介護 (ホームヘルプ)

ヘルパーが、食事・入浴・排泄等の身体介護や調理・洗濯など身の回りの支援をします。



地域包括支援センター

高齢者の生活を支援するために、介護・福祉・医療等に関する相談や介護予防の支援を行います。

地域の様々な事業所が連携してご自宅等での生活を支えます。



住まいは本人の選択と
家族の心構えが重要



永平寺町役場

介護保険・高齢・障害福祉等の相談窓口があります。保健師等が相談に応じます。

歯科診療所
(かかりつけ歯科医・訪問歯科医)
虫歯の治療や入歯の調整など口腔ケアを行います。



調剤薬局

薬の飲み方や管理の方法を教えてください相談に乗ってくれます。

訪問リハビリ

自宅での生活行為の向上のため、理学療法士等が訪問します。



障害者相談支援事業所

地域生活や在宅での日常生活の支援や福祉サービスの利用について支援します。

地域包括ケアや看取り等についての説明にお伺いします。
福祉保健課までご連絡ください。 ☎61-3920

令和5年1月

区 長 各位

永平寺町福祉保健課長

在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、超高齢社会を迎えたなかの課題には、医療・介護の専門職から地域の様々な人達が力を合わせ対応していく必要があります。永平寺町では、地域包括ケアシステムの構築、稼働を目指しており、ついては、皆様への説明の機会を得たくご案内申し上げます。

下記をご利用いただき返信、またはご連絡をお願いします。

地区の皆様がお集まりになる機会に、30分程度のお時間をいただくと助かります。

記

- 1 依頼内容 : 「地域包括支援システム」地区説明会
- 2 期 限 : 2月28日(火)を目途に調査票の返信をお願いします

永平寺町福祉保健課 担当：中村

永平寺町役場 福祉保健課 行

FAX : 0776-61-3464

TEL : 0776-61-3920

「地域包括ケアシステム」地区説明会 希望調査票

地区名	
連絡先	
説明会 開催希望日 (決まっている場合)	
未定の場合	
説明会 開催場所	

後日、日程調整のご連絡を差し上げます。

永平寺町遊具整備費補助金事業の概要

補助対象

この補助金の交付対象は、町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し1/2助成します。上限は1地区につき30万円以内です。（また、1地区年1回の補助対象となります。）

申請の流れ

1. 様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」の提出

様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、経費の配分調書・見積書・位置図・現況写真を添えて永平寺町役場子育て支援課までご提出ください。

○記入要領（様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」）

「1補助年度」欄については、実施する年度を記入してください。

「3－（3）概要」欄については、具体的にどの遊具をどうするのか記入してください。

「3－（4）事業期間」欄については、いつから実施していつまでに終わるのか予定を記入してください。

「4補助金等の交付申請額」欄については、対象事業費の1/2で上限30万円です。また、申請額は、千円未満切捨てとなります。

「5添付書類」を添えてご提出ください。

添付書類：経費の配分調書、見積書、位置図、現況の写真（2，3枚程度）

2. 様式第2号「補助金等交付決定通知書」の送付

書類審査後、補助金が交付される場合、役場より申請者宛てに「補助金等交付決定通知書」を「送付します。

3. 様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」

と様式4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」の提出

施工完了後、施工業者へのお支払いが済みましたら、様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」および様式4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」を提出してください。

○記入要領（様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」）

「1補助年度」欄については、実施した年度を記入してください。

「4事業期間」欄については、実際に施工した日から施工業者に費用を支払った日を記入してください。

「5交付決定通知額」欄については、様式第2号「補助金等交付決定通知書」の補助金等の額を記入してください。

「6精算額」欄については、最終的な補助対象額の1/2で上限30万円かつ千円未満切捨てた額を記入してください。

「7成果」欄については、整備した結果どうだったのか具体的に記入してください。

「8添付書類」を添えてご提出ください。

添付書類：経費の配分調書、領収書（写し）、完成の写真（2，3枚程度）

○記入要領（様式第4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」）

補助金交付請求額をご記入してください。（千円未満切捨て）

振込先を記入してください。（原則、申請者の口座）

令和5年度 九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしについて

毎年、当行事の運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和4年度の永平寺大燈籠ながしは、荒天により日程および内容を一部変更し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施し、四季の森複合施設にて大施食法要を、永平寺河川公園にて燈籠ながし、花火を実施しました。

令和5年度においては、令和元年度までのような通常開催に向けて、実行委員会等で実施内容を検討しており、開催日においては下記のとおり予定しています。詳細につきましては、追ってお知らせいたしますので、今後とも皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

令和5年度の開催日 令和5年8月26日(土)

【問い合わせ先】

九頭竜フェスティバル実行委員会事務局
(永平寺町商工観光課内)

TEL 0776-61-3921

九頭竜フェスティバル 2023

第36回

永平寺

大燈籠ながし

祈りと願いを込めて。



Kuzuryu Festival 2023

福井県永平寺町

九頭竜川永平寺河川公園

2023.8.26 土

お問い合わせ・燈籠申込み(供養燈籠・願い燈籠)

TEL. 0776-61-3921 FAX. 0776-61-2474

E-mail shoko@town.eiheiji.fukui.jp



toronagashi.com

永平寺町 公式観光サイト

ZENTABI *Naai*

主催：九頭竜フェスティバル実行委員会

永平寺大燈籠ながし

検索

新型コロナウイルス感染症の影響で内容を変更する場合があります

小中学校登下校時の見守りについて

学校教育課

全国的に、子供が巻き込まれる交通事故や不審者による事件が発生しております。また、クマやサルなどの害獣も懸念されます。

登下校時の事件・事故などを未然に防止するため、下記の時間帯に玄関先に立っていただいたり、農作業をしながら、ウォーキングをしながら、可能な範囲で児童・生徒を見守っていただきますよう、町民の皆様のご協力をお願い致します。

○登校時間 小学校・中学校とも 7：00～8：00

○下校開始時間（曜日によって違う場合があります。）

小学校	低学年	15：00頃
	高学年	16：00頃
中学校		18：00頃

学校教育課 Tel 61-3937

消火栓器具の点検整備を！

各地区に設置されている消火栓での初期消火に使用する器具が、錆、腐食、劣化等により万一の際、使用できないおそれがあります。各区長、自主防災組織におかれましては、定期的に点検し整備・管理をお願い致します。また点検の際、派遣要請いただければ、地元の消防団員又は消防職員が協力させていただきます。

永平寺町消防本部集落消防施設補助金について

補助対象器具	補助率 (%)
 <ul style="list-style-type: none"> ●ホース格納箱 ●格納箱脚 ●消防用ホース ●管そう ●消火栓ハンドル ●スタンドパイプ (※) <p>※深さ40cm以上が対象</p>	<p>1 / 2</p>

消防用ホース基準

補助対象器具	補助率 (%)
 <p style="text-align: center;">製造年(確認場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新設ホース格納箱用の消防用ホース ●8年以上経過した消防用ホース <p>※明らかな損傷及び水漏れが確認できる場合</p>	<p>2 / 3</p> <p>補助限度額 10万円</p>

《最高補助限度額30万円》

(事業要望受付)

要望書は区長名で、永平寺町消防本部(消防総務課)又は永平寺町役場防災安全課へ令和5年5月末までに提出をお願い致します。

【お問合せ先】

永平寺町消防本部 消防総務課
電話：0776-63-0119

区 長 様

永平寺町議会からのお願い

永平寺町議会

1 「議会報告会」について

「議会と語ろう会」などの議会報告会は、ここ数年新型コロナウイルス感染状況のため開催を自粛させて頂いていました。今年も状況を見極めて開催の可否を判断いたします。

議会報告会開催のときは、決定後速やかに会場確保や区民の皆さまへの周知等についてご依頼したいと存じます。

ご理解ご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

2 「議会だより」の発行について

定例会（3月、6月、9月、12月）の翌月または翌々月に「議会だより」を発行します。

発行月：2月、4月、7月、10月

昨年同様、各戸配布のご協力をお願いいたします。



3 「一般質問事項」の配布について

定例会（3月、6月、9月、12月）の「一般質問事項」を各戸配布します。

配布月：3月、6月、9月、12月

昨年同様、各戸配布のご協力をお願いいたします。



永平寺町議会事務局

〒910-1192 永平寺町松岡春日 1 - 4

TEL 0776-61-3950 FAX 0776-61-2434

E-Mail gikai@town.eiheiji.fukui.jp

社会福祉協議会からのお願い

1. 機関紙等の配布について

広報誌「ほほえみ」の配布にご協力の程よろしくお願いいたします。

*年6回（奇数月・第3金曜日）

2. その他（お願い事項）

(1) 次期福祉委員の選出

*任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日（2年間）

(2) 社協会費（会員募集）について（9月頃ご依頼）

(3) 永平寺町共同募金委員会関連事業

*赤い羽根共同募金運動（10月1日～）

*歳末助け合い募金運動（12月1日～）

☆お問い合わせ先☆

永平寺町社会福祉協議会 電話64-3000

永平寺事務所 電話63-3868

松岡事務所 電話61-6003

※永平寺町共同募金委員会 電話64-3000